

第 5 回浪江町除染検証委員会議事要旨

- 日時 : 令和 5 年 3 月 27 日(月) 13:30 ~ 15:00
- 場所 : 浪江町役場 2 階 中会議室
- 出席者 : 井上委員、塚田委員、眞田委員、床次委員(順不同・敬称略)
- 福島地方環境事務所 環境再生課 中村課長
- 福島地方環境事務所 環境再生課 川道専門官
- 福島地方環境事務所 浜通り北支所 浪江分室 渡邊支所長補佐
- 福島環境再生事務所 浜通り北支所 浪江分室 永田専門官
- 復興庁 福島復興局 浪江支所 平浪支所長
- 福島県 生活環境部 中間貯蔵・除染対策課 峯村主任主査
- 浪江町 : 成井副町長
- 住民課 柴野課長、佐藤課長補佐、田中主査

【資料】

- 資料 1 「第 5 回浪江町除染検証委員会事業計画」
- 資料 2 「浪江町特定復興再生拠点区域における解体及び除染の進捗状況」
特定復興再生拠点区域の線量率マップ
- 資料 3 前回個別案件「町内共同墓地」の結果報告 ※個人情報含むため非公表
- 資料 4 『前年度議題「未除染案件」について』 ※個人情報含むため非公表
- 資料 5 検証結果報告書の対策に係る対応状況報告 ※内部資料のため非公表
- 資料 6 令和 4 年度ガンマカメラ測定事業の結果報告 ※個人情報含むため非公表

1 開会

発言者	内容
事務局	(開会宣言)

2 あいさつ

発言者	内容
成井副町長	(開会に伴う挨拶)

3 第4回浪江町除染検証委員会について

発言者	内容
事務局	(資料1に基づき説明)

4 議題

発言者	内容
塚田委員長	皆様のご協力のもと、無事3月31日の避難指示解除予定ということで非常に嬉しく思います。ここまで来るまで大変だったと思いますが、予定通り進められて嬉しく思います。先日、津島の事をテレビで観て、住民の方も大変喜んでいようで良かったです。次年度も検証委員会は継続されるとのことですので、残る帰還困難区域について検討していければと思います。

◆ 浪江町除染進捗状況報告

発言者	内容
川道専門官	<p>(資料2に基づき説明)</p> <p>前回、質問のありました津島地区の進捗マップ右上の未除染農地については、地権者様が農地としては使用しないため、森林に戻したいと仰っており、除染をしなくてもいいということで未除染となっています。</p>
床次委員	<p>未除染農地について、この後はどのようになるのでしょうか。</p> <p>そのまま解除しないのか。もしくは何らかのタイミングで除染するようになるのでしょうか。</p>
川道専門官	<p>今は線拠点の外縁としてやっている場所になるため、解除にはなりません。地権者様もそういった意味で、「いま除染しても・・・」という思いがあるのかもしれないです。今後、地権者様の気持ちが変わられて除染を要望されるかもしれないので、地権者様の今後どう使いたいかの意向に添って対応をしていきます。</p>
塚田委員長	<p>地目は農地のままでしょうか。森林に変えないのでしょうか。</p> <p>進捗図の登録を森林に変えて、「本人の申請により森林とした」等の記載をすとかできないのでしょうか。</p>
川道専門官	<p>登記上の問題があると思います。実際、登記地目と現況が違うことがあって、その場合は現況に合わせてやっています。ご本人さまの話を聞いたうえでやっていくことになります。</p>

塚田委員長	<p>(進捗図として、未除染で残っていると) 見栄えが悪いと思います。</p> <p>進捗もいつまでも 100%にはならないので。</p>
成井副町長	<p>外縁等については、特定帰還居住区域のアンケート調査中です。町としては帰還困難区域も全て解除を目指しているので、多くの箇所の除染をしてもらいたいと考えています。引き続き地権者に丁寧に説明して多くのエリアの除染を進めていくのが前提。地目については地権者の意向が一番に尊重されるべきであるが、幅広く除染ができるように住民に展開を進めていきます。</p>
塚田委員長	<p>とりあえず、進捗図にはコメントを入れておいた方がいいと思います。</p> <p>「所有者の申請に応じた形で対応中・・・」等々。</p>
眞田委員	<p>未除染地が追加になっているが、それは対象地が追加になっているということでしょうか。</p>
川道専門官	<p>後から同意が取れていたり、最近追加になったところになります。最近 は、飛び地の点拠点をつなぐアクセス道路が追加になりました。</p>
井上委員	<p>大堀の解体進捗が進まないのは、事業系廃棄物があるためとのことですが、個人事業主が（処分等について）悩んでしまうのではないですか。</p>
川道専門官	<p>廃棄物は 8000 ベクレル以上なら指定廃棄物として環境省が処分しますが、8000 未満の事業系廃棄物は事業主に処分してもらうというのが事業系廃棄物の仕組みであり、流れとなります。処分費用については東京電力賠償を受けられます。処分が難しいという声も聞こえていますが、</p>

	処分できている方もいらっしゃいます。
井上委員	復興が進まないことにつながるので、国が町がサポートすることも大事です。
成井副町長	大堀には相馬焼の組合があり、組合に入っている方については組合を通して周知や支援をしています。組合に入っていない方には、担当課の産業振興課が再建に向けたメニューを示しながらバックアップしていくこととなります。
塚田委員長	解体はいつ頃終わるのでしょうか。
川道専門官	申請締め切りが解除から1年後となります。そこから解体工事にかかるので、工事は令和6年度までである予定です。

◆ 個別案件「町内共同墓地」結果報告

発言者	内容
川道専門官	(資料3)に基づき説明 森林側の表土を取って覆土する方法で線量低減できました。
塚田委員長	この案件は個人からの相談でしたね。報告はどうされましたか。
永田専門官	墓地については承知いただきました。ただ、自分の所だけではない問題だと思われているようでした。
塚田委員長	生活する場所ではないので、これだけ下がってれば十分だと思います。 何かあればまた報告してください。

◆ 前年度個別案件「未除染案件」について

発言者	内容
川道専門官	(資料4)に基づき説明)
床次委員	今回同意が得られたのは、足しげく説得されたのでしょうか。
川道専門官	一方の方は、賠償の関係があったため遅れていました。ただ、周囲の方への影響も考え、未除染であることを心苦しいと仰って、今回除染同意が進みました。
渡邊補佐	もう一方の方は、相続問題があり除染が進まなかったものです。
井上委員	解除しているところでも、廃棄物等の取り扱いは変わらないのでしょうか。
川道専門官	まだ除染特別地域であり、除染計画もあるので、現在も対応可能です。
塚田委員長	いつ頃まで大丈夫なのですか。
川道専門官	まだしばらくは可能だと思います。
塚田委員長	隣の方に一報入れておいた方がいいと思います。気にされていた方だと思 いますので。 除染は家の外のみで、環境省は家の中はやらないとのことですが、家の中 を気にされている場合は、家の中の測定等調査は町でやるようになるので すか。
柴野課長	線量計の貸出や、町で測定に伺い、リスクコミュニケーションをするよう な体制になっています。

◆ 検証結果報告書の対策に係る対応状況の報告

発言者	内容
田中主査	<p>(資料5に基づき説明) ※以下、概要。</p> <p>①放射線管理に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射線モニタリング ⇒ 実施中 ・情報システム ⇒ 実施中 ・空間線量率測定器、個人線量計の貸出 ⇒ 継続実施 ・町による線量測定結果の把握、被ばく線量の管理 ⇒ 継続実施 ・線量低減対策必要な場合 ⇒ 環境省との相談窓口体制を整備済 ・食品、飲料水等の検査体制 ⇒ 継続実施 ・専門的な放射線相談窓口体制の継続、リスクコミュニケーション及び情報発信 ⇒ 実施中 <p>②水源等に関する対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的なモニタリング ⇒ 各取水場で実施中（ホームページにて公表） <p>③森林等への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活圏への影響低減対策 ⇒ 以前より環境省と町で部会を開催し検証及び対策を実施中 ・大雨や災害等における再汚染有無の確認 ⇒ 適宜実施する ・未除染箇所の立入り時の注意喚起 ⇒ 線量把握の周知徹底 <p>④粉じん対策</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・大気浮遊じんモニタリング ⇒ 実施中。拠点内に3箇所移設。 ・放射性セシウム沈着量の測定 ⇒ 実施済 <p>⑤除染廃棄物（除去土壌等）仮置場への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省による適正管理 ⇒ 継続実施。早期返還に向けた要望実施 <p>⑥除染未同意者への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省と町は連携し解消に努める ⇒ 協力のうえ積極的な周知をする
眞田委員	弘前大学のリスコミ等について、実施状況はどのくらいでしょうか。相談件数は毎月何件とか。
田中主査	主に個別訪問をして話を聞いているので、相談件数は分かりません。
床次委員	実はその件数の報告を聞いていて、月に10件とか、数件とか、放射線相談はそんなに多くあるわけではないです。
眞田委員	町にフィードバックしてもらえると、今後の対応に参考になると思います。
床次委員	環境省のリスコミの事業としてやっていて、毎月まとめています。結果は見れると思います。環境省、弘前大学、町、原安協の4者でやっているはずです。
塚田委員長	<p>水源について、24時間（1時間毎）のモニタリングというのは、どのようなものなのか。機会があれば次回見せていただきたいです。</p> <p>大気浮遊じんモニタリングについては、沈着量の測定をした結果については専門的な内容になるので、インベントリとして「ベクレル/m³は、〇〇くらいでした」と書いておいてくれればいいです。</p>

塚田委員長	仮置き場は最終的に更地にすると思いますが、それはいつ頃ですか。
中村課長	地権者や町と要望を踏まえて相談していくことになります。除染も解体も終わっていない状況なので、今後の状況をみて相談していき早急に進めていきたいと考えます。
井上委員	仮置き場の遮蔽土壌の処理は進んでいるのですか。
川道専門官	使えるところは公共工事などに使っています。
中村課長	遮蔽土壌を活かすことは、早期返地の観点からも進めるべきで、環境省としても出来るだけ早く出したいという考えです。住民の方からみたら除去土壌も遮蔽土壌も見分けが難しい。行き先を見つけていくことをしながら、いずれゼロにしたいと思っています。ただ、なにしろ量が多い。自治体と相談しながら、公共事業で使えないかも考えていくという状況です。

◆ 令和4年度ガンマカメラ測定事業について結果報告

発言者	内容
田中主査	(資料6)に基づき説明) ※今年度測定件数と高線量測定案件の報告
井上委員	これは除染前のところでしょうか。
川道専門官	環境省による除染済のところを町で測定しているものです。
井上委員	除染後に高い地点が計測されるというのは、除染後モニタリングがしっかりされていなかったのですか。
川道専門官	全体的に歩いて除染後モニタリングはしていて、今回見つかったものも地

	面のひび割れに堆積されていたものなどになります。
井上委員	除染後に再堆積したということもあるのでしょうか。
川道専門官	そうだと思います。今回対策を実施していて、線量は下がっています。
井上委員	それでは、今回対策をしても再堆積する可能性があるということですか。
川道専門官	その通りです。そういった場合も調査して対策していきます。
井上委員	今回対策をした後も、しばらくしたらまた再堆積するかもしれないということだが、定期的に調査するのですか。
川道専門官	除染後に定期的に事後モニタリングを環境省で実施しているので、高くなりそうなところは、事後モニタリングで重点的にみていくようにします。
井上委員	今回 421 件の測定をしたなかで、この 5 件のみ高いということですか。
田中主査	そうです。5 件のみで、他は数値に問題はありませんでした。
床次委員	このガンマカメラはホットスポットを見つけることが目的でしょうか。
柴野課長	ホットスポットを見つける目的ではなく、除染の効果について、主な生活範囲となる宅地まわりの状況を可視化してお知らせするためのものです。別途線量測定も行っており、そのなかでホットスポットが見つかったということですが。
床次委員	このような事例を対策も含め残しておく、記録しておくことも必要と思います。同じようなケースも今後あると思うため。
塚田委員長	ガンマカメラは住民からしたら一目で分かるのでいいと思います。測定結果は低いものも含めて全てまとめられているのですか。

田中主査	エクセルで一覧表になっています。
塚田委員長	次回、全部でなくていいですが、まとめている結果や撮影した結果などを紹介してください。スクリーン等ででもいいので。

5 閉会

発言者	内容
事務局	(閉会挨拶)